

I 捜査手法、取調べの高度化への取組

II 犯罪インフラ対策の推進

III 良好な自転車交通秩序の実現に向けて

IV サイバー攻撃への対処

V 女性警察官の採用・登用の拡大について

トピックス

TOPICS



捜査手法、取調べの高度化への取組

近年、警察の取調べの在り方が厳しく問われる無罪事件等が続いたことから、捜査に対する国民の信頼を確かなものとするため、捜査手法、取調べの高度化に向けた各種の取組を行っています。

捜査手法や取調べは治安そのものに大きく関わることから、警察では、それらの高度化を図るための調査・研究や施策に取り組んでいます。また、客観証拠による立証に資するよう、捜査手法の高度化の一環として、科学技術を活用した捜査を推進しています。

(1) 捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会

① 研究会における検討

国家公安委員会委員長が主催し、有識者から構成される「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」(以下「研究会」という。)は、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するため、2年程度をかけて幅広い観点から検討することを目的として発足しました。平成22年2月から24年2月までに合計23回開催され、諸外国の捜査の在り方等に関する調査・研究の結果等を踏まえつつ、取調べの可視化、捜査手法の高度化等について検討が行われたところです。

23年4月には中間報告が取りまとめられ、取調べの可視化を既に実施している諸外国では我が国にはない様々な捜査手法が用いられている一方、我が国における取調べは、諸外国に比べ真相解明上の意義・役割が大きいことなどが明らかにされました。24年2月に取りまとめられた最終報告では、取調べの録音・録画の試行を拡充すべきこと、警察捜査にとって有効性が高いと認められ、かつ、国民に対する権利侵害の程度を考慮しても導入が相当であるなど、実現可能性が高い捜査手法については、順次速やかに導入に向けた検討を進め、実現を図っていくべきであることなどが示されました。

② 警察における取組

警察庁では、研究会の最終報告に盛り込まれた提言を受け、24年3月、「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、次の3つの柱となる施策を推進しています。

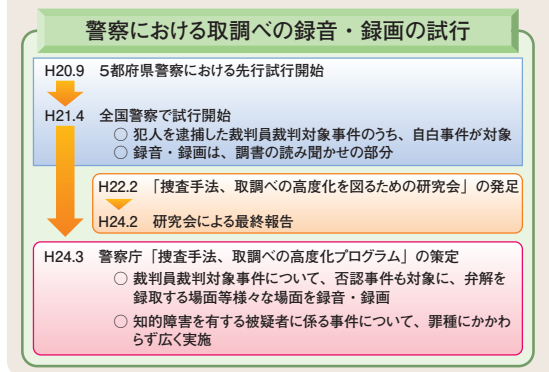
ア 取調べの録音・録画の試行の拡充

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは全ての都道府県警察で試行を実施していましたが、24年4月からは、裁判員裁判対象事件について自白事件に限らず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場면을対象に試行を実施しています。また、同年5月からは、知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始しています。



研究会の様子

図 I - 1 警察における取調べの録音・録画の試行の経過



取調べの録音・録画の試行状況(イメージ)

イ 取調べの高度化・適正化等の推進

取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るとともに、的確な捜査指揮等により捜査の一層の適正化を図るため、取調べの高度化・適正化等を推進しています。

ウ 捜査手法の高度化等の推進

取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するとともに、科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型データベースを拡充するための取組や通信傍受の拡大を始めとする捜査手法の高度化に向けた検討を推進しています。

(2) 科学技術を活用した取組例

① DNA型鑑定、DNA型データベースの活用

警察庁では、平成17年9月から、被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録を登録・対照するDNA型データベースの運用を開始し、捜査に活用しています(注1)。23年12月末現在、DNA型データベースの活用により被疑者が確認された事件は1万6,456事件(1万2,696人)となっています。

② 防犯カメラ画像の解析等

警察では、防犯カメラ等で撮影された画像の解析や識別を行い、捜査に活用しています。このうち、三次元顔画像識別システムは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するシステムです。このシステムは、防犯カメラの普及(注2)とあいまって被疑者の犯行を裏付ける有効な捜査手法となっています。

③ デジタルフォレンジック(注3)の強化

携帯電話、コンピュータ等の電子機器が一般に普及し、多くの犯罪に利用されている中、23年6月の刑法改正により不正指令電磁的記録に関する罪(いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪)が新設され、コンピュータ・ウイルスの解析が必要不可欠になるなど、犯罪捜査における電磁的記録の適正な解析はますます重要になってきています。警察では、目まぐるしく変化する情報通信分野の情勢に的確に対応するため、関係機関と連携しながら、電磁的記録の解析能力を強化しています。

図 I - 2 被疑者DNA型記録と遺留DNA型記録の登録件数(累計)の推移(平成19~23年)

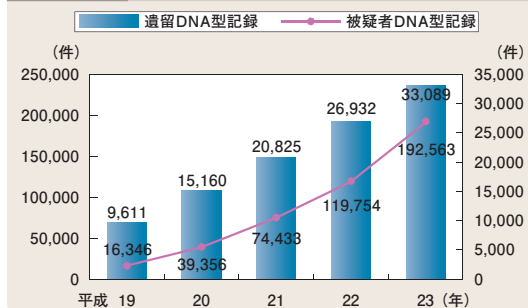


図 I - 3 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合

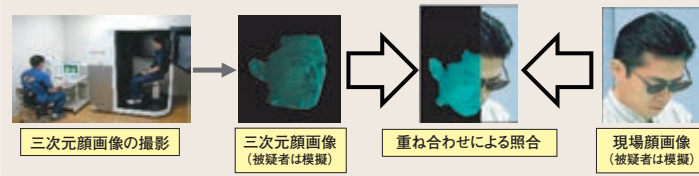
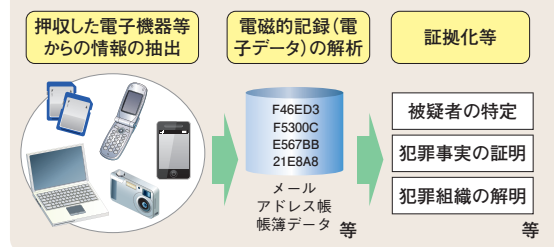


図 I - 4 デジタルフォレンジック



注1: 86頁参照

2: 104頁参照

3: 犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

警察では、将来の我が国の治安を見据えて、関係機関・団体等と連携した総合的な犯罪インフラ対策を推進しています。

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、不法滞在者等に在留資格を不正取得させる手段となる偽装結婚・偽装認知等のようにその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等があります。こうした犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、治安に対する重大な脅威となっています。警察では、平成23年3月、「犯罪インフラ対策プラン」を策定し、警察組織の総力を挙げた対策を推進しています。

(1) 体制の構築

警察庁では、平成23年2月7日に警察庁次長を長とする「犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策委員会」を設置するとともに、その下に「犯罪インフラ対策室」を設置し、犯罪インフラに関する情報の集約・分析や都道府県警察に対する指導等を行っています。

また、全ての都道府県警察において、犯罪インフラ対策を総合的に推進するための警察本部長等を長とする対策委員会、犯罪インフラ対策を部門横断的に実施するための対策室等が設置されています。

(2) 実態解明の推進

犯罪インフラは、社会の様々な分野に張り巡らされていることから、あらゆる警察活動を通じて情報を収集・分析し、取締り等の対策に還元しています。

また、社会情勢等の変化に応じて新たな犯罪インフラが出現し得るほか、既存の制度等が犯罪インフラとして悪用されるおそれがあることから、こうした特徴を念頭に置いた戦略的な実態解明を行っています。これまでの取組によって、地下レンタカー^(注1)やアリバイ会社^(注2)等の犯罪インフラが新たに把握されています。

注1：道路運送法に基づく許可なくレンタカー事業を行うものをいいます。出入国管理及び難民認定法違反事件の捜査の過程で、地下レンタカーが運転免許のない不法滞在者等の交通手段になっているなどの実態が明らかになっています。

注2：顧客からの依頼に基づき、その顧客があたかも実在する会社で稼働しているかのように装い、第三者に対してその旨を証明することなどを有償で請け負う会社

図 II - 1 犯罪インフラの実態

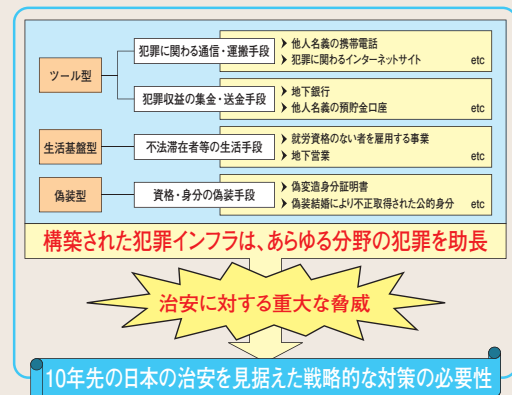
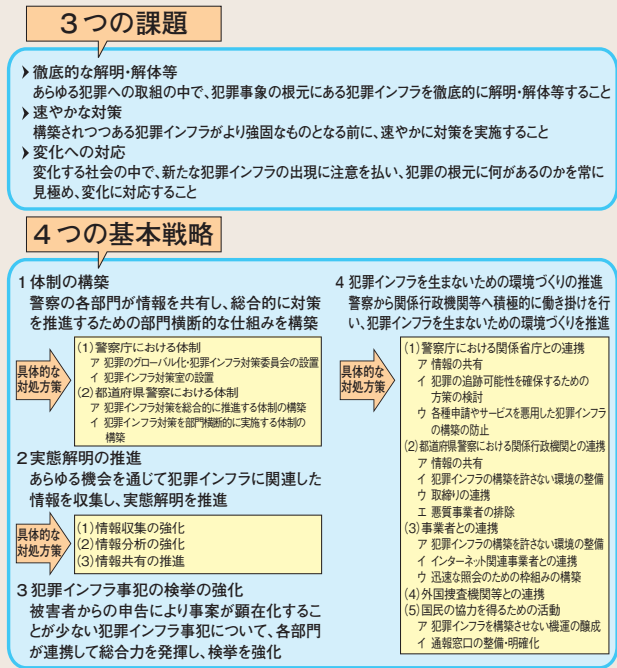
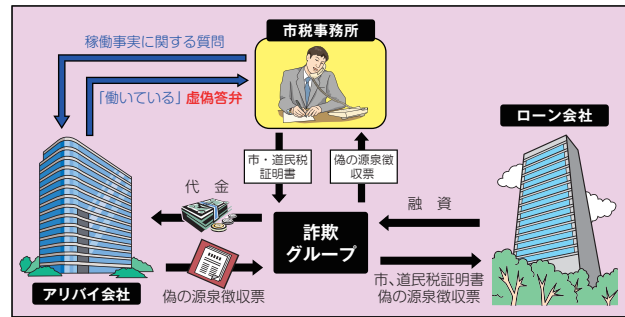


図 II - 2 犯罪インフラ対策プランの概要



事例 Case

アリバイ会社の社長（32）らは、虚偽の源泉徴収票を詐欺グループに販売しており、同グループはそれを利用して約5,600万円の住宅ローン融資金をだまし取っていた。平成21年12月、市の徴税吏員から、同グループの一人が同社で稼働しているか否かにつき電話で質問を受けた際、稼働している事実はないのに、同社が販売した源泉徴収票が事実と異なる内容であることを隠すため「同社で働いている」旨の虚偽の回答をしていたことから、23年9月、同社長らを地方税法違反（虚偽答弁）で逮捕した（北海道）。



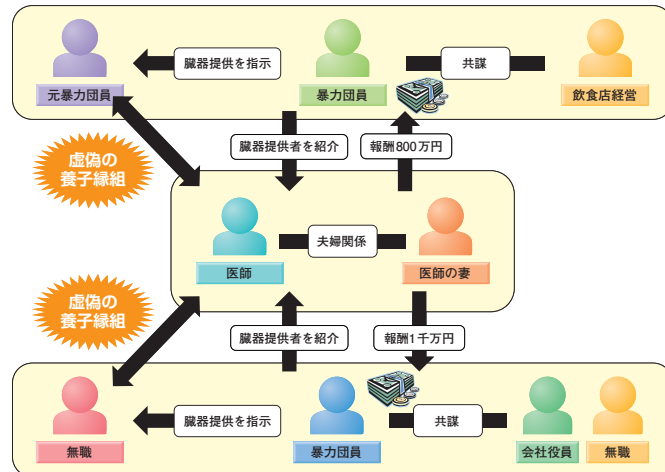
（3）犯罪インフラ事犯等の検挙状況

警察では、犯罪インフラの解体等を図るべく、犯罪インフラ対策プランに基づき、犯罪インフラ事犯^(注1)及び犯罪インフラ利用事犯^(注2)の検挙を推進しています。

平成23年中は、虚偽の養子縁組を伴う臓器の移植に関する法律違反事件、偽造された外国人登録証明書を利用した携帯電話詐欺事件、中国人らによる地下銀行（銀行法違反）事件を始め様々な犯罪インフラ事犯等を検挙しました。

事例 Case

原則として親族間のみでしか認められていない生体腎移植術を受ける目的で養子縁組を行って、虚偽の親子関係を作り出したとして、23年7月までに、暴力団構成員（50）ほか医師等9人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した。なお、移植術に使用される腎臓の提供についての対価として現金の授受があったとして、臓器の移植に関する法律違反でも逮捕した（警視庁）。



（4）犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

警察では、様々な制度、サービス等が犯罪インフラとして悪用されることを防止するため、また、悪用されている状態を解消するため、注意喚起のためのポスターを掲示するなど広く国民に犯罪インフラ対策についての理解を促しています。

また、金融機関、携帯電話事業者を始め、各種制度やサービスを所管・提供している関係機関・団体等との間で犯罪インフラについての情報共有を推進するなど、その理解と協力を得ながら、関係機関・団体等との連携強化に努めています。



犯罪インフラ対策ポスター

注1：犯罪インフラの構築に資する犯罪

注2：犯罪インフラをその実行、準備又は事後措置に利用した犯罪

良好な自転車交通秩序の実現に向けて

自転車に乗るときは、車両であることを自覚し、ルールを守るようにしましょう。また車の運転者や歩行者も自転車のルールを知り、お互いに思いやりの気持ちを持って安全を心掛けましょう。

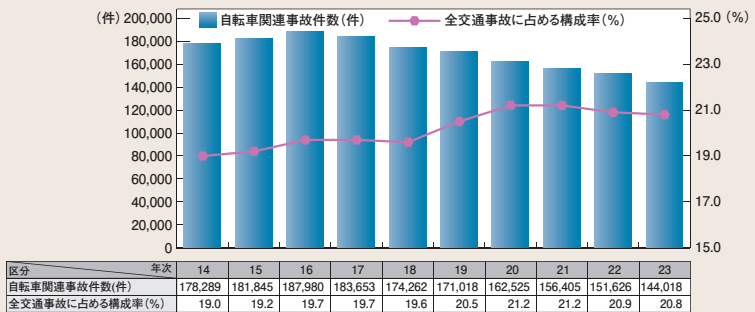
自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層に利用されており、特に最近では東日本大震災による交通の混乱等を機に、通勤手段等としても注目を集めていますが、その一方で、自転車関連事故は全交通事故の約2割を占め、また、自転車利用者の交通ルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況です。

こうした状況を踏まえ、警察庁においては平成23年10月に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」という通達を发出し、関係機関・団体等と連携しつつ、自転車対策に積極的に取り組んでいます。

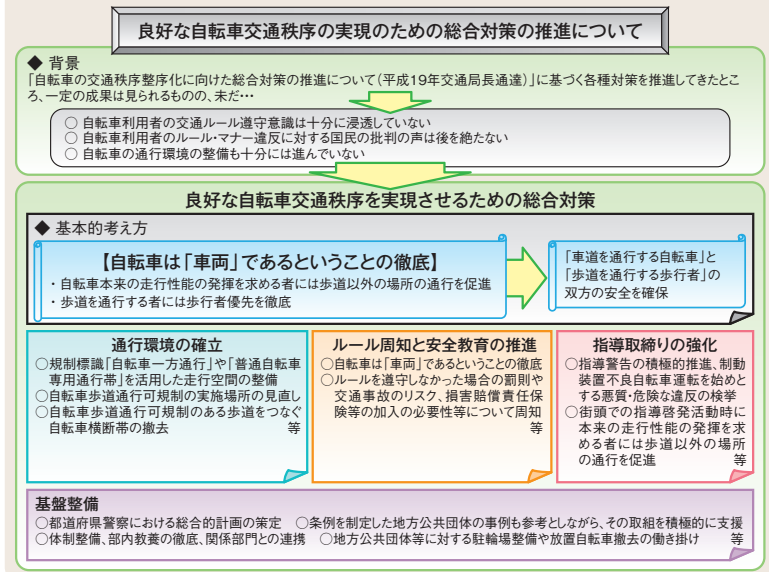
(1) 自転車対策の基本的考え方

警察では、平成19年の道路交通法改正等を踏まえ、自転車の交通秩序の整序化に向けた各種対策に取り組んできましたが、今回の通達では、従来の対策を引き続き推進することに加え、特に自転車は車両であるということを交通社会を構成する全ての者に理解してもらうことを重点としており、それにより自転車利用者と歩行者双方の安全を確保していくことをその基本的考え方としています。

図Ⅲ-1 自転車関連事故発生件数と全交通事故に占める構成率の推移(平成14~23年)



図Ⅲ-2 総合対策の概要



(2) 良好な自転車交通秩序の実現のための諸対策

警察では、上記のような基本的考え方の下、自転車の通行環境の確立、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、自転車に対する指導取締りの強化といった対策を総合的に進めています。

① 自転車通行環境の確立

警察では、歩行者、自転車等の交通主体が安全に通行でき、かつ、適切に共存できるよう、道路管理者と連携して、自転車専用の走行空間（自転車専用通行帯^(注1)及び自転車道^(注2)）を整備するとともに、普通自転車^(注3)の歩道通行を可能とする交通規制の実施場所の見直し等を通じて自転車と歩行者の安全の確保に努めています。



自転車専用通行帯の設置例（神奈川県横浜市）



自転車道の整備例（鹿児島県鹿児島市）

② 自転車利用者に対するルールの周知徹底

地方公共団体、学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図っています。

③ 自転車安全教育の推進

学校等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進しており、スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実にも努めています。平成23年中、児童・生徒や高齢者等を対象とした自転車教室を全国で約3万回開催し、約440万人が受講しています。また、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項等についての教育の実施に努めています。

④ 自転車に対する指導取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線^(注4)を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告を強化するとともに、制動装置不良自転車（ブレーキがない自転車等）の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に対する具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処しています。

図Ⅲ-3 自転車安全利用五則

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



スタントマンによる事故の再現



制動装置不良自転車の取締り状況

注1：交通規制により指定された自転車専用の車両通行帯

2：縁石線や柵等の工作物によって分離された自転車専用の走行空間

3：車体の大きさと構造が一定の基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していない自転車

4：自転車と歩行者との交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえ、全国1,860か所（平成24年1月1日現在）を指定し、自転車利用者に対する街頭における指導啓発活動等を推進しています。

警察では、サイバー攻撃事案の実態解明を推進するとともに、サイバー攻撃による被害の未然防止に努めています。

インターネットが国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中で、我が国の政府機関、民間企業等に対するサイバー攻撃が発生しています。特に、重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ社会機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスの脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼしかねない問題となっています。

(1) 警察における体制

警察庁及び都道府県警察・都道府県情報通信部に、警備部門、生活安全部門、情報通信部門等の職員により構成される部門横断的な体制を設置するなどして、総合的なサイバー攻撃対策を推進しています。

また、サイバー攻撃対策の技術的基盤として、各管区警察局等にサイバーフォースと呼ばれる技術部隊を設置しており、都道府県警察に対する技術支援を実施しています。また、警察庁には、全国のサイバーフォースの司令塔としてサイバーフォースセンターを設置しており、24時間体制でのサイバーテロの予兆把握、収集した情報の分析・提供、標的型メールに添付された不正プログラム等の分析、サイバーフォースへの指導等を行っています。



サイバーフォースセンター

(2) サイバーテロ対策の推進

① 情勢

これまで、我が国では、重要インフラの基幹システムに対するサイバー攻撃により社会的混乱が生じるようなサイバーテロの被害は生じていませんが、サイバー攻撃による政府機関等のウェブサイトの閲覧障害等が発生しています。

事例 Case

平成23年9月、中国の大手チャットサイト「YYチャット」等において、満州事変80周年を契機としたサイバー攻撃が呼び掛けられ、これに関連したとみられるサイバー攻撃により、人事院・内閣府のウェブサイトの閲覧障害や、複数の民間団体のウェブサイト改ざん等が発生した。



インターネット上に
配布されていた攻撃ツール

② 対策

サイバーテロの未然防止及び発生時における的確な対処のため、警察では、重要インフラ事業者等との連携を始め、様々な取組を推進しています。

ア 個別訪問による情報提供

警察では、重要インフラ事業者等に対し個別に、サイバーテロの脅威や情報セキュリティに関する情報の提供を行うとともに、事案発生時における警察への速報を要請するなどしています。

図IV-1 サイバーテロと重要インフラ

サイバーテロとは

- 重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃
- 重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いもの

重要インフラとは

- 情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む）、医療、水道及び物流の各分野における社会基盤

イ 共同訓練

重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上に努めています。

ウ サイバーテロ対策協議会

全ての都道府県において、警察と重要インフラ事業者等で構成されるサイバーテロ対策協議会を設置し、サイバーテロに関する警察からの情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行っています。



サイバーテロ対策協議会

(3) サイバーインテリジェンス対策の推進

① 情勢

近年、サイバーインテリジェンスの脅威も増大しており、平成23年中は、政府機関、民間企業等に対する標的型メール攻撃が発生しています。

事例 ①

Case

23年9月、三菱重工業株式会社がサイバー攻撃を受け、最新鋭の潜水艦やミサイル、原子カプランドを製造している工場等における約80台のコンピュータが、外部からの情報窃取を可能とする不正プログラムに感染していたことが明らかになった。

事例 ②

Case

衆議院・参議院のコンピュータが外部からの情報窃取を可能とする不正プログラムに感染していたとされ、23年10月には衆議院事務局が、11月には参議院事務局がそれぞれ対策本部を立ち上げた。警察もこの対策本部に参画している。

② 対策

警察では、情報窃取による被害の未然防止を図るとともに、海外の捜査機関との連携を強化し、活動の実態解明を推進しています。

ア サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク

23年8月、警察は、全国の事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワークを構築しました。警察では、このネットワークを通じて事業者等から提供された情報の集約・分析を行うとともに、事業者等に対し、分析結果に基づく注意喚起を行っています。

イ サイバーインテリジェンス対策のための不正プログラム対策協議会

23年8月、警察は、ウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、不正プログラム対策に関する情報共有を行う協議会を設置しました。警察からは、市販のウイルス対策ソフトで検知できない新たな不正プログラムに関する情報を提供し、情報セキュリティ対策の向上を図ることとしています。

図Ⅳ-2 サイバーインテリジェンス対策のイメージ図



コラム ① 標的型メール攻撃

標的型メール攻撃とは、業務に関連した正当なものであるかのように装いつつ、市販のウイルス対策ソフトでは検知できない不正プログラムを添付した電子メールを送信し、これを受信したコンピュータを不正プログラムに感染させるなどして、情報の窃取を図るサイバー攻撃のことをいう。



標的型メール攻撃の事例

女性警察官の採用・登用の拡大について

治安の維持には優秀な女性警察官の活用が不可欠であることから、その採用・登用の拡大が重要となります。

少子化社会の進展に伴い、警察官採用試験受験者の減少が懸念されるなか、警察官の質を確保するため、また、女性警察官の能力を十分に発揮する機会を確保し、組織を活性化するため、能力・適性等を有する女性警察官の積極的な採用・登用の一層の拡大に取り組んでいます。

(1) 女性警察官の現状

① 採用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいます。平成14年度以降、毎年1,000人を超える女性警察官が採用されており、女性警察官数は年々増加しています。23年度には約1,200人（新規採用者総数に占める比率は10.9%）が採用され、24年4月1日現在、全国の都道府県警察には、女性警察官約1万7,700人^{（注1）}が勤務しており、警察官に占める女性警察官の割合は6.8%となっています^{（注2）}。

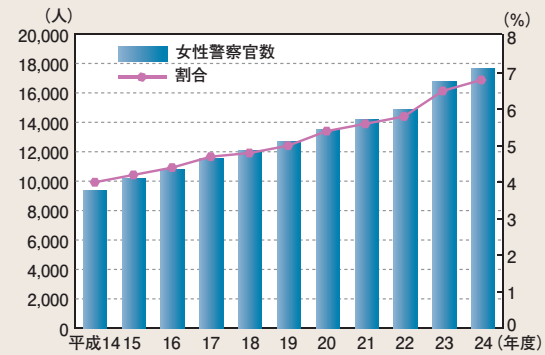
意欲と能力のある女性を採用するため、各都道府県警察では、女性警察官を就職説明会に派遣するなど、女性を対象とした採用募集活動を積極的に行っており、また、警察庁では、女性警察官採用募集パンフレットを作成するなど、各都道府県警察の活動を支援しています。

② 登用の拡大

女性警察官の幹部への登用も進んでいます。都道府県警察で採用され、警部以上の階級にある女性警察官は、24年4月1日現在、224人であり^{（注3）}、警察署長を始め、警察署の刑事課長等にも登用されています。

職域については、従来は、女性警察官の多くが交通部門に配置されていましたが、現在は、他の職域に配置される女性警察官の割合が増加しています。また、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等において、捜査や被害者支援に女性警察官の能力や特性がいかされているほか、暴力団対策、警衛・警護等を含め、全ての分野にその職域が拡大しています。

図V-1 都道府県警察の女性警察官数及び警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成14～24年度）



注1：数値は各年度4月1日現在である。

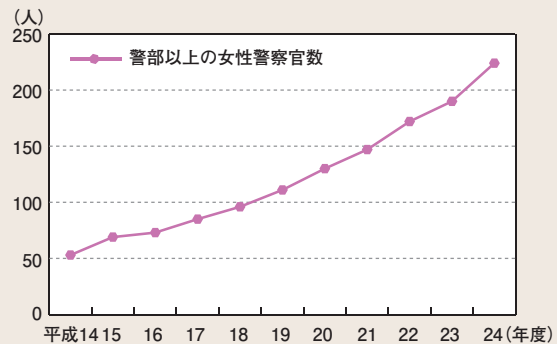
注2：平成23年度以降は定員外とされた育児休業取得中の者を含んでいる。



PRIDE
—女性警察官採用募集—

女性警察官採用募集パンフレット

図V-2 都道府県警察で採用された警部以上の女性警察官数の推移（平成14～24年度）



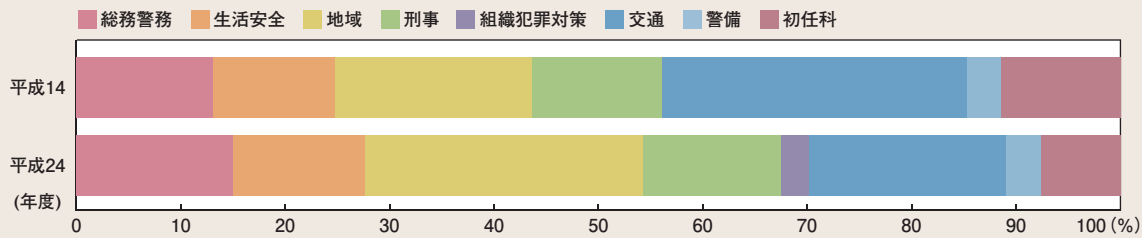
注：数値は各年度4月1日現在である。

注1：育児休業中の者を含みます。

注2：平成24年4月1日現在、全国の都道府県警察には、警察官以外にも約2万6,700人の一般職員が勤務しており、うち約1万2,000人が女性職員です。

注3：うち35名は警視です。

図Ⅴ-3 都道府県警察における女性警察官の部門別配置状況（平成14、24年度）



注1：数値は各年度4月1日現在である。

注2：組織犯罪対策部門は、14年度は独立した部門としていない。

③ 女性警察官が働きやすい職場環境づくり

警察では、女性警察官の採用・登用の拡大に伴い、交番に女性用仮眠施設を整備したり、ベビーシッターを利用する際の補助を導入したりするなど、女性が働きやすい職場環境づくりを推進しています。

（2）採用・登用のより一層の拡大に向けた取組

警察庁では、平成23年2月、警察官の質の確保と男女共同参画社会の実現等のため、都道府県警察に対して、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画を策定するよう指示しました。これを受けて、23年12月までに全ての都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されました。

計画では、具体的な取組事項として、採用の拡大に向けた取組のほか、

- 女性警察官の交番への配置拡大といった登用の拡大に向けた取組
- 性犯罪捜査、女性被留置者の処遇その他の女性警察官が従事することが多い業務に関する教養の充実といった執行力の確保に向けた取組
- 女性警察官にとって使いやすい装備資機材や施設等の整備といった女性警察官が働きやすい職場環境づくりに向けた取組

等が盛り込まれています。今後、各都道府県警察では、策定した計画に基づき、女性警察官の採用・登用の拡大を進めていくとともに、計画の進捗状況について検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていくこととしています。

コラム ② 警察官としての誇りを胸に

北海道札幌方面美唄警察署長 長船祐子 警視

私が警察官を拝命した当時の女性の就職事情は、一部の職種を除いてほとんどは就職しても勤務年数は短く、「結婚退職」が主流だったように思います。その頃、北海道警察が女性警察官を採用することになり、警察官だった父親の背中を見て育った私は、「女性でも、世のため人のために一生働くことができる」、「不正や悪と対決して、犯罪や事故から住民を守りたい」と何の迷いもなく志望しました。拝命してから35年になりますが、初めて制服に袖を通した喜びは今も鮮明に覚えています。35年前は確かに女性警察官の職域は限られていましたが、現在はあらゆる部門で活躍していますし、女性幹部も珍しくありません。管内の治安維持の最高責任者という警察署長の職務は重責ですが、犯罪や事故のない安心して暮らせる地域づくりのため、署員とともに全力で使命を果たしていきたいと考えています。



警察活動の最前線



ぱとろーくん ぱとこちゃん

鑑識に魅せられて

前 鳥取県倉吉警察署刑事課（現 鳥取県警察本部生活安全企画課）

幸山 奈美江 警部補

「採取した遺留血液のDNAが犯人にヒット」

この報告を受けたとき、「やった!」と喜びが込み上げてきました。管内で連続発生していた空き巣事件はどの現場も物証が少なく、捜査は困難を極めていました。しかし、ある犯行現場から、犯人がガラスを破った際に遺留したと認められるごく微量な血液を発見し、慎重に採取し鑑定した結果、犯人を特定することができたのです。

私が鑑識ウーマンとなったのは、交番勤務ときに「今は女性の鑑識が少ないが、これからはきっと必要になる」と上司から勧められたからでした。鑑識は、地味で目立たず、神経をすり減らすきつい仕事だといわれています。確かに体力的には時に厳しく辛いこともあります。男性と同じ現場で働く以上、女性であるということをお願いにしないと腹をくくっていますし、上司や同僚も気を配ってくれます。何より、たとえ厳しい仕事であっても、現場で採取した資料から犯人を検挙できたときの喜びは何物にも代え難いものがあります。

これからも繊細さと粘り強さを武器に現場鑑識活動に果敢に取り組み、犯人につながる資料を収集したいと思っています。



安全・安心なサイバー空間の実現を目指して

警察庁情報通信局情報技術解析課

窪 優司 技官

近年、政府機関や民間企業等に対するサイバー攻撃が発生しています。私が所属する警察庁サイバーフォースセンターでは、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスの未然防止、被害拡大防止のための取組を行っており、その中で私の任務は、不正プログラムを分析し、攻撃の特徴や目的を解明することです。

特に東日本大震災直後には、原子力発電所の事故や計画停電のお知らせと偽ったメールを送付してウイルスに感染させようとするサイバー攻撃が多く見られました。このように、大勢の人々が今まで経験したことのない困難な状況にある中、人々の混乱や不安に思う気持ちにつけこんだ卑劣な行為に対し、警察職員の一員として憤りを感じずにはいられませんでした。

私は、自分が行う分析一つ一つがこのような攻撃者との戦いであることを意識して、日々進化する攻撃手法に的確に対処するため、攻撃者が有する技術力を凌駕する高度な技術の修得に努めています。

これからも、技術者としての誇りと警察職員としての使命感を胸に、サイバー空間における安全・安心の確保に貢献していきます。

